



長期休暇子どもの居場所事業について

亀山市は、夏休みをはじめとした小学校の長期休暇期間において、子どもたちの安心して過ごせる居場所づくりとして、初めての試みとなる「長期休暇子どもの居場所事業」を実施します。

小学校が夏休み、冬休み、春休みなどの長期休暇の期間には、保護者の就労状況などから、子どもたちが家庭に残されてしまうことが多くなりがちです。そうした子どもたちの安心できる居場所づくりのために、本年度から亀山市青少年研修センターを利用して、本事業に取り組みます。

本市は下記概要のとおり事業を実施いたし、子どもの安心と安全の確保に努め健やかな成長につなげるとともに、保護者が安心して就労等ができる環境づくりに寄与していきたいと考えています。

〔夏季休業期間における事業の概要〕

開所期間：平成29年7月21日(金)から8月31日(木)

※日曜、祝日及び次の日程を除く

8月5日(土)、14日(月)、15日(火)、16日(水)

開所時間：8：00～19：00

開所場所：亀山市青少年研修センター 2階和室

利用定員：30人程度

利用料金：29,000円

利用者：市内小学校に在籍する児童

※市内放課後児童クラブ在籍児童は除く

申込期間：平成29年6月1日(木)から6月15日(木)

※申込者多数の場合は、必要性の審査の上、抽選により決定

※6月下旬決定予定